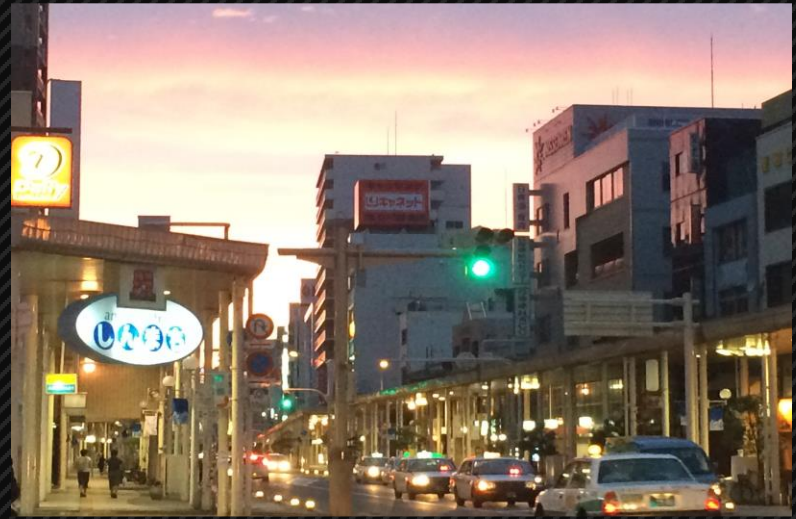


西谷会計

2015年11月号



今月の税務・会計

【現金管理の心得 1/2】

現金管理を適正に行うことは、会社規模の大小にかかわらず、経営の基本であることに加えて、税務調査でも厳しくチェックされるポイントです。金庫内の現金は、1日1回、金種ごとに数え、実際の現金有高と帳簿残高が一致することを確認しましょう。

社長が、会社の小口経費を立替えたり、個人的な支払いのために会社のお金を借りる場合があります。そのまま、精算が行われないと、帳簿上の現金と実際の現金が合わないこととなります。

このような状態は、社長の公私混同を招くだけでなく、社内の気のゆるみを引き起こし、社員による不正も起こりやすくなります。現金管理のポイントは、社長個人のお金と会社にある現金をきちんと区別することです。

○現金管理の状況をチェックしてみましょう

- ①会社と個人のお金がきちんと区別されており、社長が直接現金の受払いをしていない。
- ②社長以外の方が現金の管理責任者として明確に決まっている。
- ③金庫と鍵は管理責任者が管理している。
- ④銀行印は社長が保管している。



夏子の部屋

ここ数日で一気に寒くなりました、だんだんに冬モード突入です。ちょっと前までは半袖を着て「暑い、暑い！」と言っていたのに、と遠い目をしながら頭の片隅で考えているのはインフルエンザ予防接種の事です。毎年冬の時期になると流行するインフルエンザ。今年は9月にインフルエンザによる学級閉鎖があったそうです。何と早くも！インフルエンザの予防策の一つが、流行する前にインフルエンザワクチンの予防接種を受ける事、であるのは多くの方々の知るところです。今年（2015-2016年）のインフルエンザワクチンは、これまでの3価ワクチンとは違い、4価ワクチンが使われる事が決定しています。例年そのシーズンに流行しそうなウイルス株3種をピックアップしてワクチンを作っていたのですが、今年はずっと広く流行をカバーしようと4種類のウイルス株に対して有効なワクチンを流通する事になったようです。予防接種後効果が出るまで2~3週間かかる事を考えて早めに接種した方が良さそうですね。



経営ワンポイント

【一人一人が経営者などあるわけがない】

コンサルタントを雇って、一人一人の社員の意識を高めて、各人に経営者としての意識を持ってもらおうと考える社長が時々いらっしゃいます。従業員一人一人が経営者としての自覚を持つと、言われなくても主体的に動いてくれるようになり、コスト意識も持つようになって、結果的に会社の業績が良くなるという考えだと思われれます。しかしながら、経営者としての意識を社員に要求することは大きな間違いです。このようなことを指導するコンサルタントにも問題があると考えられます。

社長自身が従業員にいくら給料を与えているのか、ちょっと考えてみればよいのです。社長自身の何分の一の給料でしょうか。たいした給料を出しているわけでもなく、経営者の姿勢を要求するのはいかながなものでしょう。結局は社長自分が楽をしたいだけなのです。従業員に社長自身と同じくらいの給料を与えめせずに、経営者としての意識を社員に求めてはいけません。そのような会社では、社長自身が自分の仕事をしていないのです。

所長からのメッセージ

来年からマイナンバー制度が開始されることに伴い、青森市内でもマイナンバーの通知が始まりました。マイナンバーについては、国に管理されることは嫌だとか、情報漏えいが心配だとか批判的な意見もあるようです。

ただ、その趣旨は今や膨大な金額となった失業保険や生活保護の不正受給を防いだり、無申告や脱税による不公平を防止したり、年金問題で明らかになった「名寄せ」を簡単にするなどの意義があるところです。

9月にはマイナンバー法の改正により、2018年からマイナンバーと銀行口座が任意で紐付きになることも決まりました。税金を取り易くなるという話ばかりが先行していますが、反社会的勢力の経済活動や不正な海外送金の抑止にも役立つかもしれません。マイナンバー制度が、安心・安全な社会の構築に利用されるよう期待しています。



西谷会計事務所

〒030-0821 青森市勝田2-6-18

TEL 017-774-2315